

# 住宅改修の手引き



国東市 福祉課  
包括支援センター

## いつまでも自宅で暮らすために・・・

### 「長年住み慣れた、愛着のある我が家を離れたくない！」

そう願うのは、誰でも同じです。

しかし、高齢者になり心身機能が低下してくると、住環境を整えなくては安全で快適に暮らすことが難しくなってきます。

そこで、介護保険制度では、要介護（支援）認定を受けた方に対して、日常生活の自立を支援ためのサービスとして「住宅改修」があります。住み慣れた自宅で生活を続けていくためには、どのような住宅改修ができるのでしょうか。

## ○制度の利用方法や改修の際のポイント

今の住まいのままで生活する上で、建物のどの箇所が自立を妨げる要因なのか、まずは問題点をはつきりとさせ、そのうえで、優先順位をつけてみましょう。

## 従来の日本家屋の特徴と問題点をみると・・・

### 幅が狭い

玄関や廊下・階段・ドアの幅が狭く  
歩行器や車いすが通れない

### 段差が多い

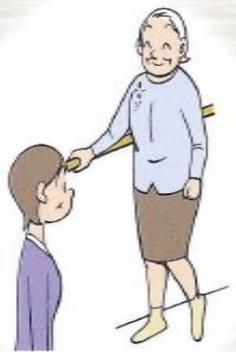
玄関回りや敷居、脱衣所や浴室、  
台所まわりには段差が多く、つま  
づきや転倒などの事故になりやす  
い



### 和式の構造

立ち座りが大変な和式トイレ、深い  
和式浴槽など身体機能への負担  
が大きい

# 住宅改修をすることで、こんな効果があります

	現状	住宅改修をすると
	 <p>活動が低下すると、寝たきりになってしまいます。</p>	 <p>自分でできることが増えれば、生活全般に意欲が出てきます。</p>
	 <p>手すりのない階段や段差は転倒を招きます。</p>	 <p>手すりを取り付ければ、安全・快適に暮らせます。</p>
	 <p>家族に頼った生活では、負担がかかります。</p>	 <p>適切な改修は、利用者本人と家族の負担を軽くします。</p>

## ポイント

住まいの環境は、心身の健康に影響します

# 介護保険から住宅改修費を支給します

介護に必要な手すりの取り付け、段差の解消などの小規模な住宅改修を行う場合に、厚生労働大臣が定めた住宅改修の種類であれば改修後、介護(予防)給付の支給があります。

ただし、**介護保険住宅改修は補助制度ではなく、介護(予防)サービス計画に基づくサービスの一つ**ですので、ご注意ください。



## 対象者は？

### 介護保険の要介護認定で

要支援1・2、要介護1～5と認定された方で改修工事が必要と市より認められた方(※)

が対象となります。



要チェック!

※事前に担当ケアマネジャーに必ず相談してください。

国東市では、**要支援1から要介護2までの方**について、新規・追加改修及び金額に関わらず、**リハビリ職が関与していない事例は、『地域ケア会議』にて改修内容の検討**を行うことになっております。

詳しくは市、若しくは担当ケアマネジャーにお問い合わせください。

**※住宅の新築・改築・増築、老朽化等でのリフォーム工事は対象になりません。**



## 支給される金額は？

要介護度にかかわらず、**20万円を支給限度基準額**として住宅改修に要した費用の**7割～9割が介護保険から支給**されます。残りの**1割から3割は自己負担**となります。

なお、20万円を超えた分は、**全額自己負担**となります。

**※自己負担割合は、所得によって異なります**



### 改修費用が20万円以下の場合 (自己負担 1割のケース)

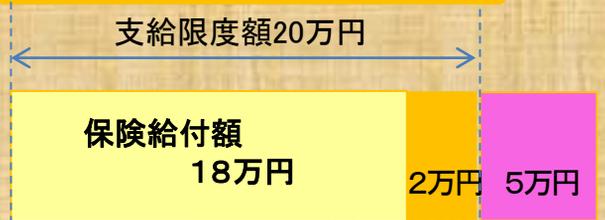
例)改修費用を17万円とすると...



自己負担分  
1万7,000円

### 改修費用が20万円を超える場合 (自己負担 1割のケース)

例)改修費用を25万円とすると...



自己負担分  
7万円



## 何度でも利用 できるの？

介護保険被保険者証に記載されている住所の家屋であって合計20万円までであれば再度申請(※)することができます。

また、支給限度基準額の20万円に達しても転居した場合や改修後に要介護度が3段階以上重くなった場合は、再度支給を受けることができます。



要チェック！

※以下の場合には給付申請することができません。

1. 介護認定の審査結果が出ていないとき
2. 居宅(被保険者証の住所)にいないとき  
例)施設入所中(介護保険施設サービス適応中)  
病院入院中(医療保険適応中)
3. 改修工事前に亡くなられたとき
4. 被保険者証に記載されている住所以外で行った住宅改修
5. 地域ケア会議や事前申請において市より適切でないと指摘や判定された住宅改修



## どんな改修が できるの？

『厚生労働大臣が定める居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給に係る住宅改修の工事種別(平成11年3月厚生省告示第95号)』で次のとおりとなっております。

- (1) 手すりの取り付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止や移動を円滑にするための床、通路面の床材変更
- (4) 引き戸などへの扉の取り替え
- (5) 洋式便器への便器の取り替え
- (6) 上記1～5の改修に伴う必要な工事



次のページでは住宅改修の種類をご紹介します。



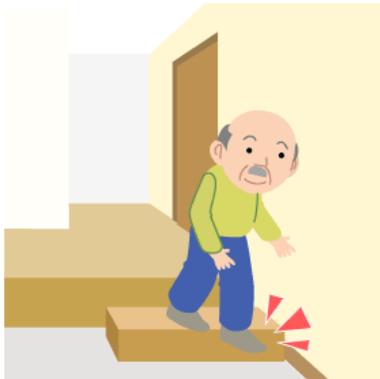
## 介護保険でできる住宅改修費の種類

### ①手すりの取り付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移乗動作を補助する目的として設置するものです。手すりの形状は二段式・縦付け・横付け等適切なものとします。

(除外) 福祉用具貸与に該当する手すりの設置

(例) 昇降機・リフト等を設置し、その補助に手すりの設置する等



### ②段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路の段差を解消、通路等の傾斜の解消をするための住宅改修をいい、具体的には敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されます。

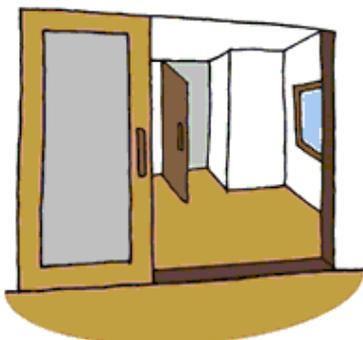
(除外) 福祉用具貸与により段差を解消する機器を設置する工事

(除外) 福祉用具貸与に該当するスロープの設置

(除外) 福祉用具購入に該当する浴室内のこの設置  
※ただし、昇降機・リフト・段差解消機等を設置するための段差解消の工事（設置場所のフラット化等）は高齢者住宅改造助成事業で認められます。

### ③滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室においては、畳敷きから板製床材やビニール系床材等への変更、浴室においては、床材の滑りにくい物への変更、通路においては、滑りにくい舗装材への変更等が想定されます。



### ④引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置、扉の撤去等も含まれます。また、他の改修と比較して費用が低く抑えられる場合は、引き戸などの新設も対象となります。

(除外) 引き戸等への扉の取替えに合わせて自動ドアとした場合の動力部分の費用は対象となりません。

## ⑤洋式便器への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取替える場合（仕様上、暖房便座、洗浄機能等がついた洋式便器は対象です。）

（除外）洗浄機能のみの取り付け

（除外）福祉用具購入に該当する腰掛便座の設置

（除外）非水洗の便器から水洗便器に取替える場合の便器本体の工事以外の「水洗化」に係る工事

※ ただし、便器を変えるときに、配水管の長さや位置を変える工事は付帯として対象です。



## ⑥その他 ①から⑤の住宅改修に付帯となる住宅改修

- （例）
- ・手すりの取付けのための壁の下地補強
  - ・浴室の床段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事
  - ・床材の変更のための下地の補強や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤の整備
  - ・扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事など
  - ・便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更など
  - ・転落防止柵の設置

ちょっと待って

## 住宅改修をする前に気をつけたいこと

本当に今すぐ改修が必要？

家具の配置見直や福祉用具の利用などの工夫で済むこともあります。もう一度検討してみましょう。

無理のない費用なのか？

「償還払い」では、いったん費用全額を立て替えて支払うため、最初にまとまった金額が必要となります。無理のないプランを立てましょう。

主治医や専門家の意見は？

身体状況に合った改修なのか主治医やリハビリ職またはセラピスト、福祉住環境コーディネーターやケアマネジャーとよく相談を。

# 「住宅改修費」支給の手続きの流れ

## 要介護認定

まだ要介護認定を受けていない場合は、市町村の窓口で申請し認定を受けてください。

## 相談・検討

担当ケアマネジャーと対象となる方の身体状況に合った改修工事内容を計画します。

## 施工業者の選択・見積書・工事図面の作成

打ち合せた内容に合わせて業者が作成した見積書と工事図面を基に本人、家族、ケアマネジャーと改修内容を確認・承認を行います。

## 地域ケア会議での検討（要支援1～要介護2の場合）

新規・追加改修及び金額に関わらず、リハビリ職が関与していない事例は、『地域ケア会議』にて、確認・承認した改修内容が適切であるか、保険者（市）、専門職（理学・作業療法・薬剤師・言語聴覚士・歯科衛生士等）、担当ケアマネジャー、施工業者で検討します。

なお、地域ケア会議での検討は審査ではありません。

## 改修承認・工事

着工する前に書類（見積書・工事図面、工事箇所現況写真、理由書）を保険者（市）に提出し、審査を受けます。なお、審査前に着工すると給付が受けられません。数日後、承認通知書が市役所から届きますので決定した改修内容に合わせて改修します。

## 業者への支払い

工事完了後、改修にかかった費用を業者に支払います。（支払方法は2種類あります）  
償還払い⇒10割分を支払い 受領委任払い⇒自己負担分1割～3割を支払い。  
※領収書の名義は原則、対象者名義です。

## 改修費の請求・支給

住宅改修費支給申請書および必要書類（改修工事の着手前後の写真、領収書の写しなど）を添付し保険者（市）に請求します。

※受領委任払いの場合は、合わせて受領委任払認定申請書・住宅改修費受領請求書を提出。

## 指定先口座に入金

# 高齢者住宅改造（県補助事業）との併用申請の場合

## 相談・検討

対象となる方の身体状況や具体的な改造工事内容を確認します。  
(※このとき、事業費の把握のため見積書および平面図が必要となります。)

要介護認定を受けている場合

要介護認定を受けていない場合

## 確認

担当ケアマネジャーと対象となる方の過去の介護保険住宅改修費支給状況を確認し、高齢者住宅改造での介護保険対象工事を優先選定します。  
なお、介護度が要支援1～要介護2の場合は、地域ケア会議での事例検討を必要とするケースがあります。

要支援1～要介護2  
(リハビリ職関与なし)

要支援1～要介護2  
(リハビリ職関与あり)  
及び  
要介護3以上

### 地域ケア会議での検討(要支援1～要介護2の場合)

新規・追加改修及び金額に関わらず、リハビリ職が関与していない事例は、『地域ケア会議』にて、確認・承認した改修内容が適切であるか、保険者(市)、専門職(理学・作業療法・薬剤師・言語聴覚士・歯科衛生士等)、担当ケアマネジャー、施工業者で検討します。

なお、地域ケア会議での検討は審査ではありません。

## 現地確認・改造工事内容の再確認・申請

助成事業に申請する工事内容(見積書・工事図面、工事箇所現況写真)を再確認して市に提出し、書類確認および現地確認を後、審査が行われます。(非該当の場合もあります)  
このとき、審査前に着工すると助成が受けられません。

## 着工許可・着工・完了・完了届

着工許可の連絡後、着手⇒完了となります。  
完了後は、必要書類を市に提出してください。

## 工事の検査・助成金の支給

完了届が提出された後、その工事が適正であるか事後検査を受けます。  
検査後、適正であると認められた後に助成金が指定口座に振り込まれます。  
※介護保険住宅改修対象工事分がある場合は、別途支給されます。

指定先口座に入金

## ◆必要な書類

区分	償還払い	受領 委任払		作成・提出する人
施工前	○	○	住宅改修が必要な理由書	ケアマネジャー
	○	○	ケアプラン	ケアマネジャー
	○	○	見積書(工事費明細書) ※改修箇所を詳細に単価分けする	改修業者
	○	○	見取図(平面 改修箇所に明確に)	改修業者
	○	○	施工前のカラー写真(デジタル日付入。 黒板は使用しないでください。) ※改修箇所をマジック等で記入すること	改修業者
	○	○	改修工事承認書の写し (住宅の所有者が本人ではない場合や 市営・賃貸住宅の場合)	本人
施工後	○ 本人の口座 情報記入(通 帳の写し)	○	住宅改修費支給申請書	本人 ケアマネジャー 改修業者
	○	○	施工後のカラー写真(デジタル日付入。 黒板は使用しないでください。) ※施工前写真の同じアングルで	改修業者
	10割の金額	利用者負担 割合の金額	領収書(写)	改修業者
	不要	○	受領委任払申請書	改修業者
	不要	○	住宅改修費受領請求書	改修業者

### 【ご注意】

住宅改修が必要な理由書を提出する際は、施工の内容  
および関係書類等を担当ケアマネジャーと改修業者とで  
必ず確認した後に提出してください。

## ケアマネジャーと施工業者

住宅改修は、介護関連業務に精通した視点を持つケアマネと、建築の専門家である施工業者の緊密な連携が必要な事業です。

手すりをひとつ取り付けるケースでも、手すり設置に場所について、ケアマネから施工業者への適切な指示が必要です。使用する利用者としては位置が少し違ってても不便になります。

また、住宅改修の場合、実際の施工の他にも、様々な申請書類を作成する必要があります。

### 話をよく聞く

住宅改修の現場では、様々な関係者と連携が重要です。業者が自身の判断や考えを主張しすぎると、利用者の身体状況にあった住宅改修が出来ない恐れがあります。

まずは良く話を聞くことからです。ケアマネと業者は協力し、利用者の方が快適で安心して生活が出来る住宅改修を目指します。

### 予算面などの考慮・配慮が必要

『なんとか、保険の適用内の金額で納めたい…。』

『できれば、自己負担を少なくして済ませたい…。』

これらは、多くの利用者やその家族から出される要望です。

限られた金額の中で、いかに有効な改修を行うかが重要になります。

### ケアマネのよき相談相手に

不思議と、住宅改修の相談や依頼は1件で終わることなく、続けて発生するものです。実際の改修に繋がらないようなことでも気軽に相談できる業者の存在はケアマネにとって大きな財産となります。

利用者や家族と信頼関係を築いているケアマネからの紹介となれば、その業者に対する信頼度が非常に高くなります。

その期待を裏切らないスムーズな施工ができる業者、ケアマネの業務をサポートできる業者は心強いパートナーになります。

## 地域ケア会議とは

高齢者が地域で安心して暮らすことができるように、生活上の様々な不安に対する相談、適切な機関につなぐ等の対応が行われる体制、高齢者を取り巻く種々の関係者のネットワークにより高齢者の生活状態を把握できる体制の整備が必要です。

そのため、高齢者が要介護・要支援状態になるおそれがあるとき、さらに、要支援状態や要介護状態になったとき、一貫性・継続性を持った介護・予防サービスを受けることができるように介護保険サービスを中心として様々な保健福祉サービス、生活支援サービスを組み合わせながら、生活を継続できる体制の整備が必要です。

国東市では、これからの高齢社会を支える地域包括ケアシステムを構築していく手段として、平成25年9月から「地域ケア会議」を開催し、自立支援（本人の有する能力の維持・向上）を重視したケアプラン作成に向けて、理学療法士・作業療法士・管理栄養士・歯科衛生士・保健師などの専門多職種とケアマネジャーが協働で検討する「場」を設置しました。

地域ケア会議導入後は、これまでケアマネジャーやサービス提供事業者が中心となり、作成してきたケアプランに専門多職種のアドバイスを取り入れることで『生活機能の維持・向上に向けての介護サービスの利用』と『様々なインフォーマルサービスの活用』などを検討し、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう支援しています。

国東市では、利用者の自立に向けた支援をこの地域ケア会議で洞察することで、一人ひとりの生活の質の向上を目指しています。



# 償還払いと受領委任払い

介護保険の住宅改修の費用は、限度額内であれば自己負担額は1割から3割分となりますが、保険から給付される7割から9割分の受給方法は2通りあります。

## 【償還払い】

いったん全額を業者に支払い、7割から9割分が後から戻ってくるという、いわゆる「償還払い」の仕組みとなっています。

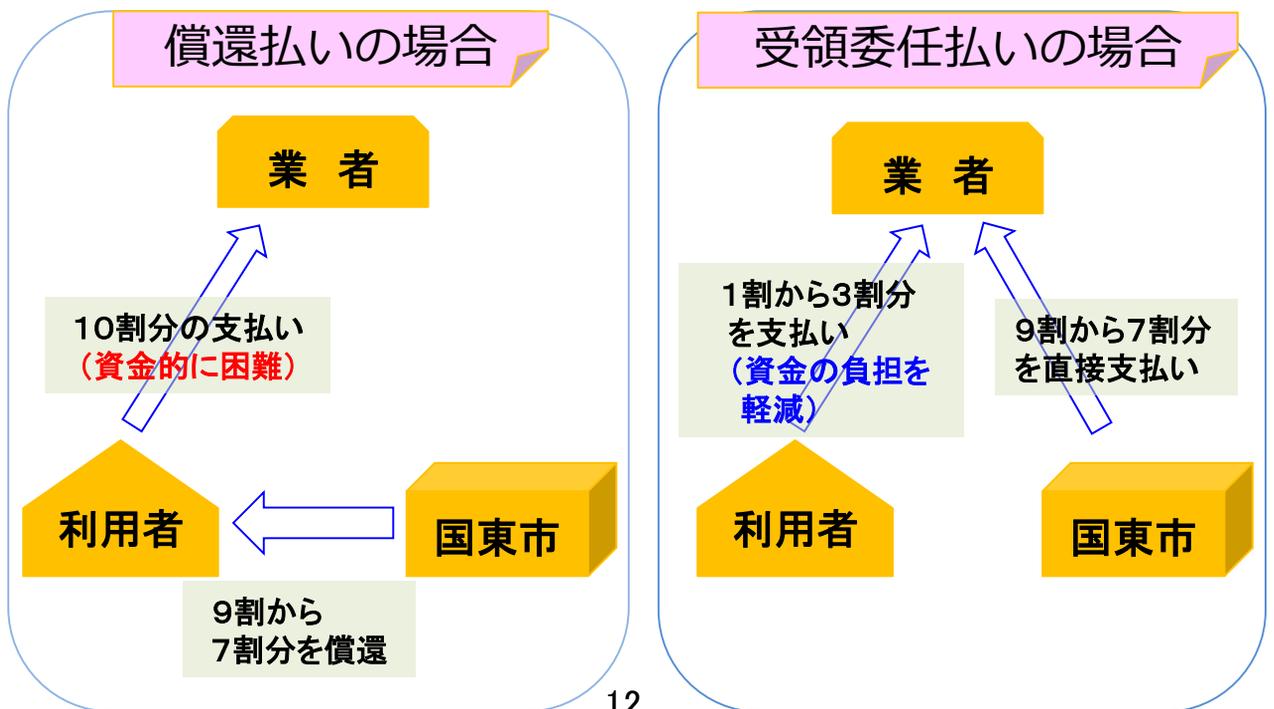
そのため、住宅改修の購入を一時的に全額立て替えなくてはならないため、資金面の問題から改修が困難になってしまう場合が考えられます。

## 【受領委任払い】

資金面の問題や円滑に利用が出来るようにするため、利用者の方が、一時的に立て替えをせずに、業者に自己負担分(費用の1割から3割)を支払うだけで済みます。介護保険から給付される残りの7割分から9割分は、業者に直接支払われます。

業者は、利用者に代わって費用の7割から9割分を一時立て替えしなければなりません。したがって、受領委任払を行うには、業者の承諾が必要になります。業者に受領委任払を申し出て、受領委任払認定申請書にて受領委任に関する必要事項を記載し、同意を得ます。

生活保護受給者の住宅改修は支給は受領委任払いのみです。詳しくは福祉事務所・生活保護担当に問い合わせてください。



# 見積書の記入例について

## 工事内訳書(見積書)

令和 年 月 日

国東太郎 様

住所

見積金額 ●●●●●円

会社名  
代表者

印

工事別に内訳を明記

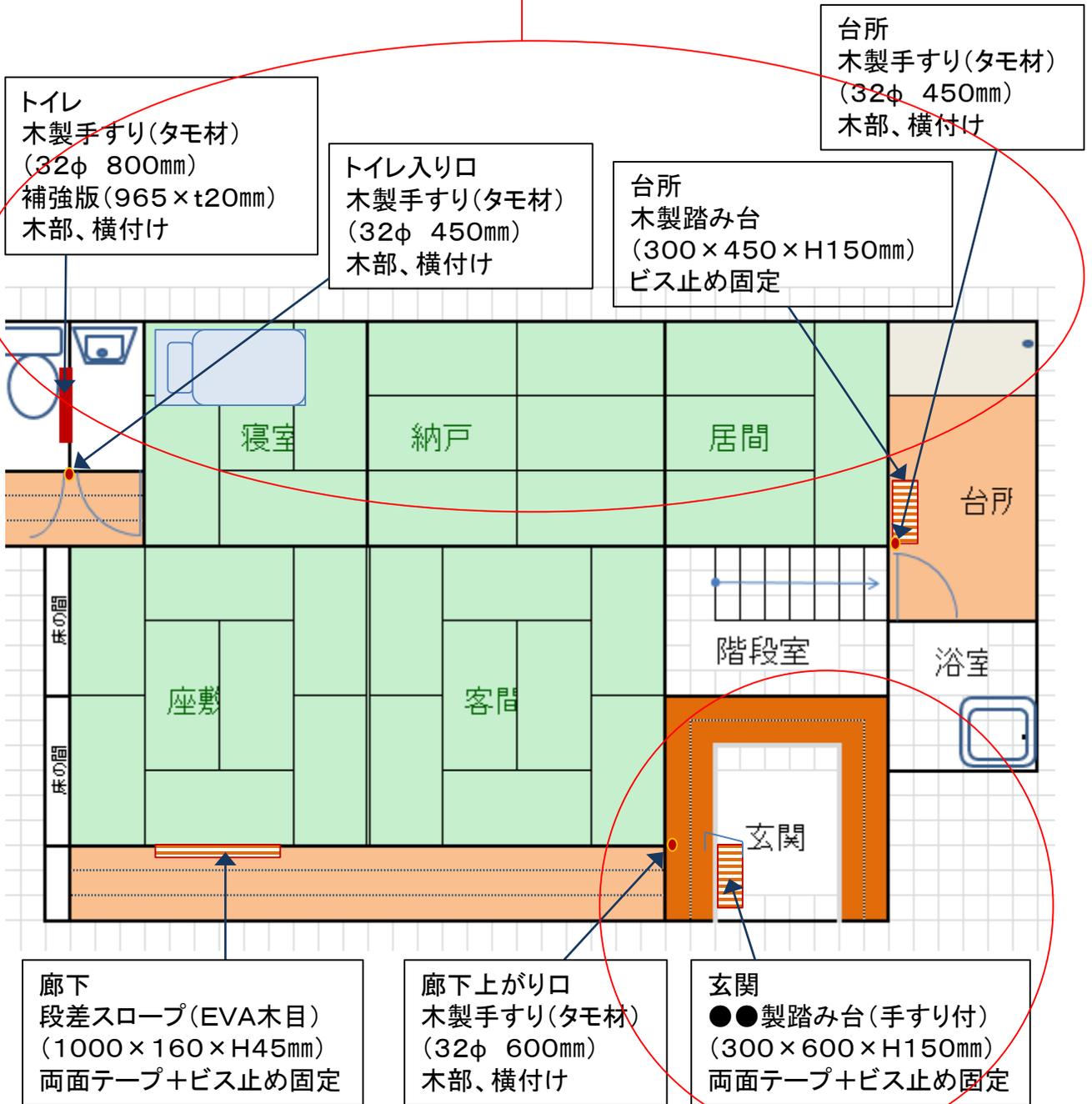
写真 NO	部屋名	部分	名称	数量	単価	金額	備考
①	玄関 上がり框右側	手すり	木製手すり	1	本	〇〇	
			取付金具	2	ヶ	〇〇	〇〇
			同手すり取付費				△△
			小計				■ ■
②	玄関 洋間入口	段差+ 45mm	段差スロープ	1	本	〇〇	定価〇〇 円
			同スロープ取付費	1	本		△△
			小計				■ ■
③	廊下 和室入口	床段差+ 45mm	段差スロープ	1	本	〇〇	定価〇〇 円
			同スロープ取付費	1	本		△△
			小計				■ ■
④	廊下 トイレ入口	床段差+ 45mm	段差スロープ	1	本	〇〇	定価〇〇 円
			同スロープ取付費	1	本		△△
			小計				■ ■
⑤	トイレ	床段差+ 25mm	段差スロープ	1	本	〇〇	定価〇〇 円
			同スロープ取付費	1	本		△△
			小計				■ ■
⑥	トイレ	手すり	木製手すり	1	本	〇〇	
			取付金具	2	ヶ	〇〇	〇〇
			取付補強版	1	本		△△
			同手すり取付費				△△
			小計				■ ■
		計				〇〇〇〇	
		消費税			5%	〇〇	
		総合計				●●●●	

寸法や部材は個別に記載すること

一式とは書かず数量を記載すること

# 平面図の記入例について

工事箇所別に詳細を明記すること



平面図は対象者の動線がわかるように  
家屋全体の間取りを明記すること

段差がある場合はその解消  
する数値を明記すること

# 支給申請書の記入例について

## 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

フリガナ	性別	保険者番号	4	4	2	1	4	5
被保険者氏名	男・女	被保険者番号	氏名・被保険者番号・住所・生年月日・介護度は必ず記載のこと。					
住所	〒 国東市	番地	生年月日	年	月	日	電話番号	( )
要介護度(有効期間)	要介護( )・要支援( )・経過的要介護(平成 年 月 日)							
住宅の所有者	本人との関係( )							
改修の内容・箇所及び規模	<input type="checkbox"/> 手すりの取付け <input type="checkbox"/> 段差の解消 <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え <input type="checkbox"/> 滑り防止及び移動の円滑化等のた    サービス提供日(着工日)に申請者が要介護認定を受けていなければ支給できません。 <input type="checkbox"/> 洋式便器等への便器の取替え <input type="checkbox"/> その他(上記の住宅改修に付帯して							
業者名	着工日	年	月	日				
改修費用	※改修費用額(全額) 円	完成日	年	月	日			
支給申請額	円	利用者負担額	円(割負担)					
国東市	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">20万円を上限として掛かった費用から利用者負担分を差し引いた金額</div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">負担割合証の割合分の金額</div>							
申請者(被保険者)	住所	申請者の署名または記名・押印						
	氏名							
住宅改修費振込指定口座								
金融機関名	支店名	金融機関コード						

### 【ご注意】

負担割合証の確認は必ず行ってください。

# 受領委任払認定申請書の記入例について

## (記載方法)

様式第1号(第7条関係)

介護保険居宅介護(支援)福祉用具購入費・住宅改修費  
受領委任払認定申請書

国東市長 殿

私は、下記のとおり、受領委任払の認定を申請します。

年 月 日

申請者(被保険者) 氏名 \_\_\_\_\_

委任者 (被保険者)	被保険者番号	_____
	住所	_____
	氏名	_____
受任者 (事業者)	住所	
	名称	
	代表者	
介護保険居宅介護(支援)福祉用具購入費・住宅改修費に係る費用		金 _____ 円
甲(被保険者)は、上記費用に係る(国東市から支給される)介護保険居宅介護(支援)福祉用具購入費・住宅改修費金 _____ 円の受領の権限を乙(事業者)に委任する。		
年 月 日		
甲(被保険者)	住所	_____
	氏名	_____
乙(事業者)	住所	_____
	氏名	_____
	代表者	_____





# 領収書の記入例について(受領委任払いの場合)

## 記入例

写	領 収 書		No. 000000000
	世帯主等ではなく、申請者の氏名で記入すること 国東 太郎 様		支給申請書に記入した完成日か、以降の日付になっていること ●●年△月×日
金 額	¥	1 8 5 8 6	円
但し、介護保険による住宅改修工事費一割負担分として 上記金額正に領収致しました			
有 限 会 社		○ ○ 建 築	印
代 表 取 締 役		□ □ □ □	

改修費の利用者負担分の額を記載し、小数は切り上げること  
 185,855円(総改修費) → 18,586円(申請者負担分)

- ・領収書の宛名が、世帯主や家の持主で、記入しているケースがあります。
- ・必ず支給申請者の宛名で記入してください。
- ・領収日は支給申請書に記載している「完成日」か、それ以降で記入してください。
- ・受領委任払いの場合は、申請者は一割を施工業者に支払いますが、その一割は少数は切上げで計上して受領してください。  
 【例 185,855円(総改修費)→18,586円(申請者負担分)】
- ・改修費が、支給限度額を超えた場合でも、申請者が実際に施工業者へ支払った金額の領収書を提出して下さい。  
 【例 200,000円(申請者の支給限度額)でも、230,000円で改修を行った場合は、その金額で領収書を記入】
- ・領収書は写し(コピー)で提出してください。原本は申請者に渡してください。

# 施工業者様へのお願い

『介護保険住宅改修』

『在宅高齢者住宅改造』の施工は、  
以下の点をご留意ください。

- ①老朽化によるリフォームや主として高齢者が利用しない住宅設備の工事でないこと  
(例:対象者の身体状況に合わないユニットバス工事・トイレ水洗化等)
- ②事前着工は行わないこと
- ③見積書は各工事ごとに明記すること  
(部材をまとめたの記載や一式標記をしないこと)
- ④着手前、完成の写真は必ず同じ位置から撮影すること
- ⑤段差解消や壁の撤去等、高さ・幅・深さ等が変わる工事は、必ず目盛の分かるメジャーを用いて撮影すること

(注意)

1. 介護保険住宅改修は、補助金ではありません。介護保険法に基づく対象者の状況に応じ給付されるサービスの一つです。
2. 在宅高齢者住宅改造は、県下全域での事業となりますので、募集時期等は事前にお問い合わせください。(事前着工は対象外です)

※各書類のご提出後の確認・審査において、適正でないと判断された場合、再度撮影、再提出をいただく場合があります。

(お問い合わせ先)国東市役所福祉課

電話:0978-72-5164

住宅改修のてびき

国東市 福祉課・包括支援センター

※令和6年4月改正版